

## 意見公募要領

### 1 意見募集対象

- ・郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
- ・民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部を改正する訓令案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省は、令和2年12月4日に公布された「郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第70号）」を受けて、関係省令等の規定の整備を行うため、郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成15年総務省令第27号）の一部改正省令案並びに民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成15年総務省訓令第9号）の一部改正訓令案を作成しました。これらのうち、郵便法施行規則の一部改正については、行政手続法（平成5年法律第88号）における意見募集の適用除外（第4条第4項第7号）に該当しますが、任意により広く国民の皆様から、ご意見を募集するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

#### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： post-5975\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

#### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5973

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

## 5 意見提出期間

令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで必着

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ控えを提出し、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

意見の提出及び問合せ先

（郵便法施行規則の一部改正案について）

総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課

担 当：加藤課長補佐、酒井係長

電 話：03-5253-5975

F A X：03-5253-5973

電子メールアドレス：post-5975\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

問合せ先

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正案及び民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準の一部改正案について）

総務省情報流通行政局郵政行政部信書便事業課

担 当：広瀬課長補佐

電 話：03-5253-5976

F A X：03-5253-5979

(別添様式)

意見書

年月日

総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所 (所在地)

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体名等 (注1))

電話番号

電子メールアドレス

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別添様式)

別紙様式

該当箇所	意見